

令和7年12月24日

一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松浦昭雄

一宮市病院事業部管理規程第18号

一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程(令和2年一宮市病院事業部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(地域手当に係る給料) 第6条 略 2 地域手当相当額は、基準額に <u>100分の7</u> を乗じて得た額とする。 (給料の支給) 第8条 略 2~4 略 5 前項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から <u>就業規則第17条第3項から第5項まで及び第18条の規定に基づく週休日の日数</u> <u>_____</u> を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。	(地域手当に係る給料) 第6条 略 2 地域手当相当額は、基準額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額とする。 (給料の支給) 第8条 略 2~4 略 5 前項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から <u>当該職員について定められた週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数</u> を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。